

一般社団法人宮崎県公共嘱託登記司法書士協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮崎県公共嘱託登記司法書士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請を適正かつ迅速に処理することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって登記の信頼性をたかめ国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事務を行うこと。
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、宮崎地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人（宮崎地方法務局の管轄区域内に従たる事務所を有する司法書士法人を含む。以下同じ。）のうち、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員となろうとする者は、社員総会の定めるところにより申込をし、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、第5条の司法書士又は司法書士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

(経費の負担)

第7条 この法人の管理に関する費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 社員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が、次の各号のいずれかに該当する場合に至ったときは、社員総会の決議により除

名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- (社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 6か月以上会費を滞納し、催告期日に納入しないとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し又は解散したとき
- (4) 宮崎地方法務局の管轄区域内に事務所を有しなくなったとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了の日から70日以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって2週間前までに通知しなければならない。

3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

4 理事長は、前項の規定により臨時総会の招集を要するときは、その請求があった日から30日以内に招集状を発しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 止むを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人とし表決を委任することができる。

2 前項の方法によって表決した社員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事の員数の過半数は、社員（社員である司法書士法人の社員を含む。）でなければならない。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とし、常任理事3人以内を置くことができる。

6 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常任理事をもって同法第91条第1項の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。選任方法に関する細則規程は、社員総会が別に定める

2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

ただし、理事長は社員（社員たる司法書士法人の社員を含む。）でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に差し支えあるときは、その職務を代行し、常任理事は、理事会の決議又は規則の定めるところにより、副理事長とともに業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

第33条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事をもって組織する。

2 常任理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を検討し、業務執行の調整を図る。

3 常任理事会において検討した事項は、理事会に報告しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処分制限)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 協会支部

(協会支部の設置)

第42条 この法人は、社員総会の決議により、地域を定めこの法人と社員との連絡調整を図るため、協会支部を設けることができる。

第11章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第43条 この法人に、理事長の相談を受け参考意見を述べることができる任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。
- 4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

第12章 事務局

(設置)

第44条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(帳簿及び書類)

第45条 事務局には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款及び規則
- (2) 社員名簿
- (3) 役員及び職員の名簿と履歴書
- (4) 許認可及び登記に関する書類
- (5) 各級機関の議事に関する書類
- (6) 契約書その他関係書類
- (7) 会計に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 資産及び負債の状況を示す書類
- (9) その他必要とする帳簿及び書類

第13章 補 則

(利益供与の禁止)

第46条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは社員又はこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等）に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(規則への委任)

第47条 この定款の施行又はこの法人の運営について必要な事項は、定款又は社員総会で定めるもののほか、理事会の決議を経て規則で定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する（平成26年1月6日施行）。
- 2 この法人の最初の理事長は、松ヶ野昌勝とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。